

議第6号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

新穂高センターを設置するため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>奥飛騨温泉郷オートキャンプ場</td> <td>高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)		奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1	新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>奥飛騨温泉郷オートキャンプ場</td> <td>高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1</td> </tr> <tr> <td><u>新穂高センター</u></td> <td>高山市奥飛騨温泉郷神坂710番地9</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)		奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1	<u>新穂高センター</u>	高山市奥飛騨温泉郷神坂710番地9	新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)	
名称	位置																		
飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)																			
奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1																		
新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)																			
名称	位置																		
飛騨民俗村の項～特選館あじかの項 (略)																			
奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1																		
<u>新穂高センター</u>	高山市奥飛騨温泉郷神坂710番地9																		
新穂高駐車場の項～平湯大滝公園の項 (略)																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新穂高センターの管理については、改正後の高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、指定管理者が管理を行う日まで市長が管理するものとする。